

福岡大学附属若葉高等学校若葉会会則

[昭和5年5月制定]

改正 以降 11 回一部修正

昭和 62 年 1 月 平成 3 年 6 月

平成 8 年 4 月 平成 22 年 4 月

平成 30 年 4 月

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、福岡大学附属若葉高等学校若葉会と称する。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、兼ねて母校の発展を援助し、更に社会公共のために寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1)同窓会名簿の作成
 - (2)会報の編集・発行
 - (3)母校教育活動の援助推進・各種事業の企画、実施及び謝恩
 - (4)初代校長追憶会
 - (5)会員の慶弔
 - (6)その他必要と認められる事業
- 第 4 条 本会は事務局を福岡市中央区荒戸 3 丁目 4 番 6 2 号 福岡大学附属若葉高等学校内に置き、また必要に応じて支部を各地に置く。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は正会員、特別会員をもって構成する。
- 第 6 条 本会の正会員は、九州女学校・九州高等女学校・九州家政専攻学校・九州女子中学校・九州女子高等学校・福岡大学附属若葉高等学校の卒業生で構成し、特別会員は母校の現・旧職員をもって構成する。
- 第 7 条 正会員は改姓・移転等によって身上に異動があるときは、事務局へ報告しなければならない。

第 3 章 役 員

- 第 8 条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1)名誉会長 | 1 人 | (6)理事 | 若干人 |
| (2)会長 | 1 人 | (7)常務委員 | 若干人 |
| (3)副会長 | 若干人 | (8)委員 | 若干人 |
| (4)書記 | 若干人 | (9)会計監査 | 2 人 |
| (5)会計 | 1 人 | (10)顧問 | 若干人 |
- 第 9 条 会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐するものとする。ただし、会長に事故があったときは、副会長の互選によって定める 1 人がこれを代行する。
- 第 10 条 第 8 条に掲げる役員の選任については次のとおりとする。
- (1)名誉会長は、福岡大学附属若葉高等学校校長とする。
 - (2)会長は、正会員のうちから選任し、総会の承認を得る。
 - (3)副会長は、正会員のうちから会長が選任する。

(4)書記・会計は、正会員のうちから会長が選任する。ただし、会計は特別会員(事務長)に委嘱することができる。書記は本会の事務一般、会計は本会の会計事務一切を処理する。

(5)理事は、正会員のうちから会長が選任し、本会の会務処理一般に当たる。

(6)常務委員は、委員のうちから選任し、本会の会務処理一般に当たる。

(7)委員は、正会員のうちから卒業年次毎に適当数を選任し、卒業年次毎の正会員に関する会務を分担処理する。

(8)会計監査は正会員のうちから選任し、会計事務の監査を担当する。

(9)顧問は特別会員のうちから選任する。

第11条 役員の任期は4ヶ年とし再任を妨げない。

第12条 役員に欠員があるときは、直ちに補充し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 義

第13条 本会の会議は、総会・役員会・総務理事会とする。

第14条 総会は、本会の最高決議機関であり隔年6月に会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、役員会の承認を得て臨時総会を開くことができる。

第15条 総会は事務・会計及び現状報告並びに議案審議決定、会則の変更、その他必要事項を審議決定する。

第16条 役員会及び総務理事会は総会に次ぐ決議機関であり、本会の予算・決算・事業の企画運営等の原案を作成する。総務理事会は会長・副会長・書記・会計・理事で構成し、役員会は総務理事と常務委員・委員で構成する。各役員会は会長が招集する。

第5章 会 計

第17条 本会費用は、会費・基本金利子・寄付金その他の収入をもってこれに充当する。

第18条 (1)平成29年度卒業までの正会員は、年会費1,000円を納めるものとする。

(2)平成30年度卒業以後の正会員は、入会金1,500円及び終身年会費18,000円を福岡大学附属若葉高等学校在学中に納入することとする。

(3)上記2項の金額は、時勢に応じて変更することができる。

第19条 会計は次の帳簿を備え、会長の指示に従って出納に関する事務一切に当たる。

(1)会計簿

(2)予算及び決算書綴

(3)領収書綴

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 支 部

第21条 本会が必要であると認めたときは、各地に支部を結成することができる。本部は各地方支部との連絡を図るものとする。

第7章 補 則

第22条 本会会則の改正は、総会の決議によらなければならない。

附則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。